組合規約の一部変更について

令和5年3月1日付 SCSK 健発第1093号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請 したところ、平成5年3月6日付関厚発0306第17号をもって認可があったので、公告 する。

令和5年3月24日

SCSK健康保険組合 理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地 は、次のとおりとする。	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地 は、次のとおりとする。
名 称 所在地 SCSK株式会社 東京都江東区	名 称 所在地 SCSK株式会社 東京都江東区
「中略」	「中略」
SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市 SCSKオートモーティブ H&S 株式会社 東京都江東区	SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市
附 則 この規約は、令和3年12月10日から適用する。 この規約は、令和4年4月1日から適用する。 この規約は、令和5年3月1日から適用する。	